

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第50回

リスクマネジメント

(実態と異なるやらせの書き込み)

Q 当社は小売業を営んでいます。インターネットショップの商品購入ページや、口コミ専門サイトで悪い書き込みをされてしまい、評価が下がっています。インターネット上の書き込みを代行する業者から、サクラを使って良い書き込みを増やせるといった内容のダイレクトメールが届いたのですが、利用しても問題ないでしょうか。

A サクラを使ったやらせの書き込みは、内容次第では景品表示法に違反し、重たい責任が生じる可能性がある一方で、安易な利用は控えた方が賢明です。

実態と異なるやらせの書き込み

商品やサービスを選択

する際に、インターネット上の口コミを参考にすると上の口コミを参考にする人が増え、この傾向はますます強まっています。商品やサービスを提示する事業者が、自ら又は第三者に依頼して、実態と異なる書き込みをした場合には、景品表示法等に違反し、重たい責任を負う場合があります。

景品表示法の規定内容
景品表示法の正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」といい、「景品表示法」と省略されて使用される場合もあります。景品表示法は、消費者を保護するための法律です。やらせの書き込みは、内容次第では、以下の「優良誤認表示」「有

利誤認表示」等に該当する可能性があります。

根拠がないのにも関わらず他社の商品やサービス内容との比較レビューを掲載したりすると優良誤認表示に該当する場合があります。

対する好意的な評価はさほど多くなかったにもかかわらず、提供する商品・サービスの品質その他内容について、あなたが一般消費者の多数から好意的評価を受けているかのように表示させていることを紹介しています。

示に該当する表示を行った場合には、課徴金納付命令(景品表示法8条)が出される場合もあります。課徴金の金額は、不当表示を行った期間に得た売上額の3%になっています。商品やサービスの供給量が多い場合や、不当表示を行った期間が長い場合には課徴金の金額が高額になることがあります。

(刑法233条前段)、業務妨害罪(刑法233条後段)に該当する場合があります。

札幌市中央区大通西11の4の22 第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501



HPはこちら